

児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について

(令和7年3月7日岩生安第1014号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

児童虐待事案に対しては、児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について(令和3年11月17日付け岩生安第91号ほか)により対応してきたところであるが、所要の見直しを行うこととしたので、児童の安全確保を最優先とした児童虐待の対応に万全を期されたい。

なお、本通達の施行をもって上記通達は廃止する。

記

1 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

(1) 児童虐待が疑われる事案等の認知時の速報等

110番通報や相談、関係機関からの情報提供によるほか、各種警察活動を通じて児童虐待が疑われる事案(児童虐待と判明している事案を含む。以下同じ。)を認知した際には、警察署長に速報するとともに、人身安全関連事案への対応に係る留意事項について(令和7年3月7日付け岩生安第1013号ほか)に基づき、生活安全部人身安全少年課長(以下「人身安全少年課長」という。)に対し、「人身安全関連事案第一報」により速報すること。

速報を受けた人身安全少年課長は、事案の危険性・緊急性について総合的に判断した上で、児童の安全確保を最優先とした必要な措置が迅速に行われるよう、警察署長に対する指導・助言及び要員の派遣等の支援を適切に行うこと。

また、報告を受けた警察署長は、人身安全少年課長からの指導・助言を踏まえ、速やかに対処方針及び対処体制を決定し、人身安全少年課長に報告すること。

(2) 児童の安全確認の徹底

児童虐待が疑われる事案を認知した場合は、児童の安全の直接確認を徹底するため、早期の現場臨場、付近住民への聞き込み、警察が保有する各種情報の照会、児童相談所等関係機関に対する過去の取扱状況等の照会を行うほか、犯罪の捜査、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)の権限行使等により警察として必要な措置を講ずるとともに、児童相談所に対しても、立入調査や一時保護等、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応をとるよう求めること。

なお、児童の身体の直接確認に当たっては、児童の意向を確認するとともに保護者の同意を得るなどした上で、必要かつ適切な範囲で確認すること。この場合において、対象児童が女児であるときは、必ず女性職員が確認を行うこと。

また、乳幼児の身体を確認する際には、月齢・年齢に照らした発育状態にも留意した上で、市町村による乳幼児健診等の受診状況やその結果について保護者から聞き取りを行い、保護者の説明と乳幼児の身体所見、母子健康手帳の記載内容等に矛盾がないかどうか確認すること。

(3) 児童相談所に対する通告の確実な実施等

ア 通告等の確実な実施

児童の安全確認等の結果、虐待を受けたと思われる児童については、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第39条第2項の規定する児童通告書又は口頭により、児童相談所に対して時機を失することなく、かつ、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項に規定する通告（以下「通告」という。）を確実に行うこと。この場合において、緊急に保護を要すると認められるときは、児童相談所に直接、身柄付き通告を行うこと。

児童虐待が疑われる事案の認知後、対象家庭を特定したものの、対象家庭と連絡が取れないなど、警察が児童の安全を直接確認できない場合であっても通告を実施し、児童相談所職員による速やかな児童の安全の直接確認を求めるとともに、その後警察が児童の安全を直接確認する際には同相談所職員の同行を求めること。

通告に際しては、児童相談所に対し、後記(4)の警察の対応状況等の記録を用いて児童の身体の状態や保護者の対応等を客観的かつ具体的に伝達し、必要な措置をとるよう求めること。

なお、警察が認知した児童虐待が疑われる事案については、対応の結果、通告に至らなかった場合であっても、通告の場合と同様、児童相談所に対して、後記(4)の警察の対応状況等の記録を用いて児童の身体の状態や保護者の対応等を客観的かつ具体的に情報提供すること。あわせて、人身安全少年課に設置されている「児童相談所情報管理システム」により、県内各児童相談所の児童虐待情報を検索することが可能であることから、人身安全少年課に検索依頼すること。

(ア) 児童の身体に外傷が認められる場合

児童等の状況を直接確認した結果、児童の身体に外傷が認められる場合については、人身安全少年課との組織的かつ総合的な検討を行い、その結果、当該外傷が虐待によるものでないことが客観的に明らかでない場合であっても、確実に通告を行うこと。

(イ) 児童の身体に外傷が認められない場合

児童等の状況を直接確認した結果、児童の身体に外傷が認められない場合についても、児童虐待が伏在している可能性があることから、「児童相談所情報管理システム」による検索結果や児童相談所等関係機関に対する当該児童に係る過去の取扱状況に関する照会結果、児童・保護者からの聴取内容、対象家庭の家庭環境等を十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、人身安全少年課との組織的かつ総合的な検討を行い、児童相談所に対する通告又は情報提供を行うこと。

なお、児童相談所への照会の結果、過去に取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして対応すること。

また、児童が同居する家庭において、当該児童の面前で配偶者やその他の家族等に対する暴力や暴言が行われるなどした場合については、当該行為は心理的虐待に該当することから、通告を確実に行うこと。

イ 通報元の保護等

保護者から通報元について質問された場合は、通報者保護の観点から通報元（通報元が被害児童の場合を含む。）を明かさないこと。

また、通告に際しては、通告を受けた児童相談所による対象家庭に対する継続支援等の事後対応が円滑に行われるよう配慮すること。

ウ 通告後の情報共有等

通告後においては、児童相談所から、児童の安全確認の実施状況や一時保護、在宅指導、施設入所等の措置結果や当該措置後の対応状況のほか、これらを行う中で把握した児童や家庭環境等に係る新たな情報について提供を受けるとともに、警察が保有する関連情報を必要かつ相当な範囲で提供するなど児童相談所の適切な措置に資するよう配慮すること。

また、通告後においても、児童相談所の要請に応じ、児童相談所職員による安全確認について、警察職員の同行についても配慮すること。

(4) 対応状況等の確実な記録化

児童虐待が疑われる事案を認知した際には、前記(1)、(2)及び(3)の措置等の状況並びにその結果について、適切に記録すること。

特に、前記(2)の児童の安全確認の際には、その経過、確認の方法等を記録するとともに、児童に外傷が認められた場合には、その部位、程度等についても具体的に記録すること。

なお、通告を行った場合は、少年事案処理簿（岩手県少年警察活動規程（平成14年岩手県警察本部訓令第31号）別記様式第6号）に記録すること。

(5) 児童虐待が疑われる事案で取り扱った対象者が転居した場合等における措置

ア 対象者が管轄区域外に居住している場合

警察署長は、管轄区域で児童虐待が疑われる事案で取り扱った対象者（以下「対象者」という。）の居住地が県内の他の警察署の管轄区域である場合には、速やかに人身安全少年課長に報告するとともに、当該居住地を管轄する警察署長に対し取扱状況等の必要な情報を提供すること。対象者の居住地が他の都道府県警察の管轄区域である場合には、人身安全少年課長を経由し、速やかに当該都道府県警察に対し、取扱状況等の必要な情報を提供すること。

また、児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る実施要領の一部改正について（令和3年4月13日付け岩人少第115号）に基づき、児童の転居後の居住地を管轄する児童相談所長に転居連絡票により連絡すること。

イ 対象者が管轄区域外に転居した場合

警察署長は、対象者が管轄区域外に転居したことを知った場合には、当該転居先が県内の他の警察署の管轄区域である場合には、速やかに人身安全少年課長に報告するとともに、当該転居先を管轄する警察署長に対し取扱状況等の必要な情報を提供すること。対象者の転居先が他の都道府県警察の管轄区域である場合には、人身安全少年課長を経由し、速やかに当該都道府県警察に対し、取扱状況等の必要な情報を提供すること。

また、前項と同様に、児童の転居後の居住地を管轄する児童相談所長に転居連絡票により連絡すること。

2 迅速かつ的確な事件化の可否等の判断と捜査の実施

児童虐待が疑われる事案の端緒を得た場合には、通告と並行して、人身安全少年課との組織的かつ総合的な検討を迅速に行い、事件化する場合には、必要な捜査を速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図ること。

この場合において人身安全少年課長は、本部事件主管課長と、緊密に連携をとり、被害児童の保護、支援等に必要な情報の共有を図ること。

3 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化

(1) 児童相談所との情報共有及び援助要請に係る連携の強化

ア 児童虐待情報の適切な共有と迅速かつ的確な対応

児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る協定書（平成30年9月18日付け第3条）において、警察と児童相談所との間で共有することとされた下記の情報については、事案の危険性・緊急性に応じた措置を迅速かつ的確に講ずること。

(ア) 児童相談所が警察に提供する情報

- a 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案
- b 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案
- c 児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するもの
- d その他児童の安全確保のために児童相談所が必要と判断した事案

(イ) 警察が児童相談所に提供する情報

- a 児童虐待容疑として警察が受理し、臨場した結果、児童通告相当の虐待の疑いが認められなかった事案
- b 児童虐待を受けている可能性のある児童又はその保護者の所在不明事案
- c その他児童の安全確保のために必要と判断した事案

イ 安全確認のための援助要請への対応

児童相談所長から警察署長に対し、児童虐待防止法第10条に基づく援助要請がなされた場合には、児童相談所と連携して速やかに対応し、児童の安全確認及び安全確保を行うとともに、児童相談所におけるその後の対応状況について把握すること。

なお、児童虐待の防止等に関する法律第10条に基づく援助要請事案の報告について（令和2年3月31日付け岩生企第263号）に基づき、児童相談所長から警察署長宛ての援助要請依頼書とともに、人身安全少年課長へ実施結果を報告すること。

ウ 適切な情報提供

前記2により事件化する場合には、検察庁、児童相談所等関係機関と緊密に連携し、必要な情報の共有を図り、児童相談所等による児童への支援措置等が円滑かつ効果的に行われるよう配意すること。

特に、児童相談所に対しては、捜査手続の流れ、警察における過去の相談・110番通報受理状況、警察による聴取内容及び捜査の結果判明した事項について、捜査への支障に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる範囲で情報を提供し、児童相談所における適切な措置に資するよう配意すること。

(2) 児童相談所が実施する研修への積極的な協力

児童相談所が行う立入調査や臨検・捜索に係る許可状請求事務等に関する研修への警察職員の講師としての派遣要請に対しては、積極的に協力すること。

また、児童相談所と合同で研修を行う際には、具体的な事例を設定したロールプレイング方式の訓練のほか、過去の事例を踏まえた実務上の問題点や課題に即した議題を設定するなど、真に実効性が上がるものとなるよう工夫すること。

(3) 学校・教育委員会との連携強化

学校・教育委員会における通告等の対応に関し、保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合には、警察が連携して対応することが求められることから、双方で窓口担当者を定め、対応要領を確認の上、通報や情報提供を受けた場合には、学校・教育委員会及び児童相談所と連携して対応すること。

(4) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関等との連携の強化

市町村から要保護児童対策地域協議会へ構成員として参画要請がなされた場合には、これに応じるとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と緊密な連携を図り、事案に応じて児童に対する具体的な支援の内容について意見を述べるなど被害抑止に向けた積極的な対応を行うこと。

4 被害児童等に対する配慮及び支援

(1) 被害児童等の心情や特性に配慮した聴取の実施

児童虐待が疑われる事案における、被害児童等からの聴取については、関係機関の代表者による聴取が児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の担保の双方に資する有効な聴取方法であるとの認識の下、被害児童等の心情や特性に配慮するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら対応すること。

(2) 少年補導職員等の活用等

前記(1)の聴取を含め、被害児童への対応においては、臨床心理士、公認心理師の資格を有するなど児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年補導職員等を積極的に活用し、被害児童の心情に配慮した支援や児童相談所との緊密な連携を図ること。

5 児童虐待の早期発見等に資する教養の徹底

(1) 全警察職員に対する教養

児童虐待の早期発見のためには、児童虐待が疑われる現場への臨場時のみならず、非行少年等の補導活動、被害少年・家出少年・迷い子の保護、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力事案の認知、巡回連絡、交通検問、各種相談等あらゆる警察活動の過程において、児童虐待につながり得る情報の収集に努める必要がある。

また、児童虐待の疑いのある事案を認知した際には迅速に対処する必要があることから、これらについてあらゆる機会を捉えて教養すること。

また、児童虐待の具体例、児童虐待発見の着眼点、事案を認知した場合の対応要領等について、効果的な教養を実施するなどし、警察における児童虐待への対処能力の向上を図ること。

(2) 児童虐待担当者に対する教養

警察本部及び警察署において児童虐待を担当する職員に対しては、本通達を周知徹底するとともに、児童相談所の児童福祉司や医師等、児童虐待に関する専門的知識を

有する者を招致するなどして、児童虐待事案の発見や危険性・緊急性の判断に必要な知識・着眼点、児童相談所等関係機関との連携の在り方等についての教養を実施すること。

また、被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取の場面を想定した実戦的なロールプレイング方式の教養を採り入れるなど、効果的な教養に努めること。

6 児童虐待対策官の指定

警察における児童虐待への対応力を一層強化するため、児童相談所等関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等の業務に従事する児童虐待対策官を指定することとし、人身安全少年課人身安全対策官をもって充てるものとする。